

## 〈日本環境教育学会規約〉

### 第1条「名称」

本会は日本環境教育学会（The Japanese Society of Environmental Education）と称する。

### 第2条「事務所」

本会の事務所は別に定める。

### 第3条「目的」

本会は環境教育の推進を目的とする。

### 第4条「事業」

本会はその目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 学会誌およびニュースレターの発行
- (3) 必要に応じ、シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
- (4) 環境教育に関係する諸団体との連絡および共同事業
- (5) そのほか、目的を達成するために必要な事業

### 第5条「会員」

会員は本会の主旨に賛同し、環境教育に関心をもつ個人および団体によって構成される。会員は次の3種とする。

- (1) 正会員（個人） 正会員は次の権利を持つ。本会の役員を選出し、または役員に選出される。
- (2) 団体会員（図書館・博物館・会社・法人・官庁などを含む）
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人および団体で、運営委員会の承認を得たもの。

### 第6条「会費」

正会員および団体会員は会費を前納しなければならない。会費を2年間滞納したものは会員の資格を失う。

- (1) 正会員の会費は年額 5,000円とする。ただし、学生（研究生、院生を含む）は年額3,000円とする。
- (2) 団体会員の会費は年額10,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は一口につき2万円とする。

### 第7条「役員」

(1) 本会は次の役員を置く。

- ①会長 （1名）
- ②運営委員 （20名）
- ③事務局長 （1名）
- ④会計監査 （2名）
- ⑤事務局幹事（若干名）

(2) 役員選出は次の規定による。

- ①会長および運営委員は、正会員のなかから選挙によって決める。選挙の方法については別に定める。
  - ②事務局長は運営委員会で互選する。
  - ③事務局幹事は、事務局長の推薦に基づき会長がこれを指名する。
  - ④会計監査は、運営委員会の推薦に基づき、運営委員会以外の正会員の中から総会により選出する。
- (3) 役員の任期は2年（総会から次々総会まで）とする。ただし、再任は妨げない。

- (4) 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長の会務に支障があるときは代行がこれを行う。
- (5) 事務局長は運営委員会の決議に基づき、会務を処理する。
- (6) 会計監査は経理を監査する。

#### 第8条「運営委員会」

- (1) 運営委員会は会長・運営委員・事務局長により構成され、会長が招集する。
- (2) 運営委員会は、会の運営に必要な事項を審議する。  
運営委員会は委員の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛同によって決定する。
- (3) 運営委員会での重要な議決事項は、総会の承認を得なければならないが、緊急事項は、その承認に先立って執行することができる。
- (4) 事務局幹事は事務局長を補佐する。また、事務局幹事は運営委員会に出席し、意見をのべることができる。
- (5) 本会に特別・専門部会（プロジェクトチーム、ワーキンググループなど）を置くことができる。

#### 第9条「編集委員会」

編集委員会は学会誌の編集に必要な事項を審議する。編集委員は運営委員会が委嘱し、委員長は委員会で互選する。

#### 第10条「総会」

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、会長は毎年一回これを招集する。
- (2) 運営委員会が必要と認めるとき、または正会員の三分の一以上の要求があるとき、会長は臨時総会を開くこととする。
- (3) 総会の議決は出席正会員の過半数の賛同による。

#### 第11条「事務局」

事務局は事務局長および事務局幹事によって構成され、会計および会務をおこなう。

#### 第12条「会計」

本会の経費は会費その他の収入をもってあて、その会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第13条「支部」

本会に支部を置くことができる。支部の設置については総会の承認を得なければならない。

#### 第14条「会則の変更」

会則の変更は、総会出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

#### 「付則」

第1条 本規約は1990年5月20日より施行する。

1991年5月18日 一部改正

第2条 入退会手続きに関する内規

会費を2年以上にわたって滞納したものは退会とする。

第3条 会議に関する覚書

- (1) 会議の開催に当たって主催者は、2週間以上前に出席者への通告を行わなければならない。
- (2) 運営委員会には委任状をもって出席に代えることができる。

第4条 会長代行

会長代行は会長の指名によって決める。会長代行は会長事故あるとき、その職務を代行する。

第5条 発表および投稿

学会での発表および学会誌への投稿は、会員に限る。